

預金保険法第 80 条に基づく報告書

平成 14 年 7 月 9 日

暁信用組合

金融整理管財人

目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
②経営破綻に至った経緯	1
③破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
①資本の状況	2
②自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	2
(1) 与信業務	2
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
①投資有価証券	3
②商品有価証券	4
(4) 固定資産等の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関係会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	5
(1) 基本方針	5
①早期譲渡	5
②優良な顧客基盤・資産の維持	5
③経費の削減	5
④地域金融機能の維持	5
⑤内部管理体制の整備	5
⑥責任追及体制の整備	5
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

Ⅱ.経営に関する計画	7
1.「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	7
(1)円滑な事業譲渡の早期実施	7
(2)業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持 優良な顧客基盤の維持	7
(3)公的費用の極小化	7
(4)地域経済への配慮	7
(5)内部管理体制の確立	7
(6)旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2.業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	8
(1)基本運営方針	8
(2)管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3)個別業務運営方針	8
①与信業務運営方針	8
②資金調達業務運営方針	9
③投資業務運営方針	9
④経費運営方針	9
⑤その他の業務運営方針	9
3.事業譲渡等を円滑に行うための方策	10
(1)経営責任の明確化	10
①旧経営陣の辞任等	10
②役員退職慰労金	10
(2)経費の削減	10
①人員及び人件費の削減	10
②物件費の削減	10
(3)店舗統廃合	10
(4)保有資産の処分	10
(5)内部管理体制の整備	11
(6)関係会社の整理	11
(7)不良債権の回収強化	11
4.法令等の遵守	11
5.預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	11

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成14年3月15日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申し出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年3月15日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をすすめており、これらにつきましても後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、東京都築地中央卸売市場の事業者等の経済活動支援を目的として、昭和27年に築地中央市場信用協同組合として設立されました。昭和29年に暁信用組合と改称し、昭和44年には業域組合から地域組合に転換し、事業区域を中央区、台東区、港区としましたが、本店1店舗で営業を続けてまいりました。

主力取引基盤を築地中央卸売市場の魚仲卸業者として、組合員の金融の円滑化、業界の発展に寄与すべく事業展開を図ってまいりました。

② 経営破綻に至った経緯

平成12年3月末を基準日として平成12年10月に行われた金融庁(財務局)検査結果(平成13年5月通知)を踏まえての自己査定による平成13年3月期決算では、貸出金の償却・引当568百万円を行ったことなどから多額の損失金を計上し、自己資本比率が0.96%に低下しました。

平成13年3月期決算を踏まえ、早期是正措置命令を受け、自己資本の充実を図ってきましたが、平成14年3月期決算に向けて、平成13年12月末時点の自己査定を厳正に実施したところ、取引先の業況不振に伴う債務者区分の悪化などから、207百万円の追加の償却・引当が必要となり、また、会計の専門家の指摘を踏まえ、繰延税金資産188百万円を取崩し

たことから280百万円の債務超過(自己資本比率▲5.00%)に陥りました。

こうした状況の中にあつて、有効な再建策も見出せず自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

③破綻に至った要因

当組合の、主要取引基盤である魚仲卸業者は、流通構造の変化や長引く消費低迷から、業況が悪化する先も増加し、当組合も影響を受けてまいりました。当組合の発足が業域信用組合であり、また現在まで魚仲卸業者中心で業域的側面を有することから、融資先に対し客観的評価が不足し、債務者の意向に沿って返済計画など特段の検討もすることなく、条件変更に応ずるなど安易な対応に流れ、更には信用リスクに対する認識、理解の不足から、融資審査・債権管理が不十分で、延滞が発生しても何ら回収についての具体的対応を取ることもない、など不良債権の増加を招きました。また、融資先の見直しや業種構成の分析、さらに大口債権の抑制、小口多数取引、優良貸出先確保への努力など融資資産の内容の健全化への効果的な経営施策が実現できなかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

(3)管理を命ずる処分までの状況

①資本の状況

組合は、平成12年10月に実施された金融庁(財務局)による検査結果を踏まえ、平成13年3月末現在の自己査定を実施いたしました。

この結果、貸出金の償却・引当568百万円を行つたことなどから425百万円の損失金を計上、自己資本比率は0.96%に低下しました。このため、平成13年5月31日付で早期是正措置(第2区分の2)の命令を受け、平成13年6月14日自己資本充実にかかる改善計画を提出いたしました。

②自己資本回復の断念

当組合は、その後平成14年3月期の決算に向けて平成13年12月末時点の自己査定を厳正に実施したところ、追加の償却・引当が必要となり280百万円の債務超過、自己資本比率▲5.00%に陥りました。

現下の厳しい経営環境の中で債務超過を早急に解消する有効な改善策が見出せず、自力再建を断念せざるを得ませんでした。

このような状況を踏まえ、平成14年3月15日、預金保険法第74条第5項に基づく申し出を行うに至りました。

2.業務及び財産の状況について

(1)与信業務

当組合の与信業務については、築地市場内の魚仲卸業者を中心とした中小零細企業者への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数 : 1店

(単位 : 百万円、%)

	10年3月		11年3月		12年3月		13年3月		(参考)業界平均	
		構成比		構成比		構成比		構成比	(13/3)	構成比
貸出金残高	9,338	100.0	8,667	100.0	8,557	100.0	7,874	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	7,878	84.4	7,206	83.1	7,167	83.6	6,619	84.1	29,059	67.7
うち個人	1,460	15.6	1,460	16.9	1,410	16.4	1,254	15.9	13,325	31.0
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体がふくまれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務では、個人・法人が相半ばし、中小零細企業者やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数 : 1店

(単位 : 百万円、%)

	10年3月		11年3月		12年3月		13年3月		(参考)業界平均	
		構成比		構成比		構成比		構成比	(13/3)	構成比
預金残高	10,047	100.0	9,864	100.0	9,638	100.0	8,885	100.0	65,732	100.0
うち要払性預金	2,203	21.9	1,847	18.7	1,861	19.3	1,761	19.8	—	—
うち定期性預金	7,843	78.1	8,017	81.3	7,776	80.7	7,124	80.2	—	—

うち個人預金	4,630	46.1	4,764	48.3	4,995	51.8	4,525	50.9	52,367	79.7
うち法人預金	4,649	46.3	4,349	44.1	4,010	41.6	3,896	43.8	11,118	16.9
うちその他	768	7.6	751	7.6	633	6.6	464	5.3	2,247	3.4

※「その他」には、公共料金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債権主体の運用を行ってまいりましたが、平成11年4月以降資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 13 年 3 月末	平成 13 年 3 月末の 評価損益
投資有価証券	43	4	4	0
国債・地方債	31	2	2	0
社債	12	2	2	0
株式	0	0	0	—
その他	0	—	—	—
貸付有価証券	0	—	—	—

②商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4)固定資産の状況

建物本体は賃借物で、保有固定資産はこれに付帯するオートドア等の極一部の設備のみです。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価取得 価格	評価額	含 み 損益	件数	簿 価 取 得 価 格	簿価償却後
事業用不動産	0	0	0	0	1	1	1
所有不動産	0	—	—	—	0	—	—

(5)不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12 年 3 月期		13 年 3 月期		業界平均(13 年 3 月期)	
	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に占 める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	400	4.7	255	3.2	1,163	2.3
延滞債権	531	6.2	848	10.8	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	450	5.2	219	2.8	195	0.4
貸出条件緩和債権	1,134	13.2	1,546	19.6	2,239	4.5
合 計	2,516	29.3	2,869	36.4	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区分	13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更生債権等	606	7.4	3,311	6.3
危険債権	294	3.5	2,510	4.7
要管理債権	1,704	20.6	2,382	4.5
正常債権	5,669	68.5	44,817	84.5
合 計	8,274	100.0	53,020	100.0

(6) 関係会社の状況

当組合には関係会社はありません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、平成14年8月12日に事業譲渡を行うこととしており、それまでの間、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確に致します。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、江東信用組合と平成14年8月12日を譲渡日とする事業譲渡契約を本年4月23日に締結致しました。